

別表1 介護テクノロジー等の導入支援

1 補助対象経費	2 補助率	3 基準額
(ア)「福祉用具情報システム」((公財)テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。)に掲載された介護テクノロジー 「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等を導入する際の経費を対象とする。 ＜TAIS＞ 掲載先：https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php (イ) 介護ソフトの定着促進支援 介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等を対象とする。 ＜介護ソフト定着促進費用の例＞ - 介護ソフトと一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末（リース費用含む）） - 介護ソフトを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等） - 介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用等 (ウ) その他	5分の4	(ア)で示す機器等のうち、TAISで「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に掲載されているテクノロジー、「介護業務支援」に掲載されているインカム又は (ウ)①で示す機器等のうち、TAISで「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に掲載されているテクノロジーと同水準の機能と県が判断した機器等、「介護業務支援」に掲載されているインカムと同水準の機能と県が判断した機器等、(ウ)②で示す機器のうちバックオフィスソフト以外 1機器（台／式）につき100万円まで (ア)で示す機器等のうちTAISで「介護業務支援」に掲載されている介護ソフト、又は(ウ)①で示す機器等のうち、TAISで「介護業務支援」に掲載されている介護ソフトと同水準と県が判断した機器等、(ウ)②で示す機器等のうちバックオフィスソフト 別表3のとおり

(ア)によらず、以下①および②に該当する機器等を対象とする。 ① 申請ができていない等の理由で「TAIS」に掲載されていない機器で、上記(ア)の介護テクノロジーと機能等が同水準と県が判断した機器等 ② 介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等 <「その他」と認められる例> ・ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）等		・ (ア)で示すテクノロジーのうち上記以外のもの又は(ウ)①で示す機器等のうち上記以外のもの 1 機器につき30万円まで ・ (イ)で示す費用 導入する介護ソフトの経費と合わせて別表3の第3欄のとおり ※パッケージ型導入支援に合わせて対象とする場合、パッケージ型導入支援の上限に15万円上乗せ
--	--	---

別表2 介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援

1 補助対象経費	2 補助率	3 基準額
別表1(ア)のテクノロジーおよび(ウ)①の機器等のうち、「介護業務支援」に分類されているテクノロジーまたは「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断できる別表1(ア)のテクノロジーおよび(ウ)①の機器等を導入する場合の経費。 <介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例> ・ 「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 ・ 「介護業務支援」に該当する複数の機器 ・ 介護ソフト+インカム 等	5分の4	1000万円

別表3 介護ソフトおよびバックオフィスソフトの基準額

職員数に応じて必要なライセンス数が増減するなど、職員数により合計金額が増減する契約で、介護ソフトおよびバックオフィスソフトのみを導入する場合は第1欄に定める区分ごとに第2欄に示す基準額、介護ソフトの導入と合わせて別表1（イ）の支援を活用する場合は第1欄に定める区分ごとに第3欄に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律250万円、介護ソフトの導入と合わせて別表1（イ）の支援を活用する場合は265万円を基準額とする。

なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、実績報告時までに「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。

1 職員数（申請時点）	2 基準額	3 基準額
1名以上10名以下	100万円	115万円
11名以上20名以下	150万円	165万円
21名以上30名以下	200万円	215万円
31名以上	250万円	265万円

※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

別表4 導入支援と一体的に行う業務改善支援

1 補助対象経費	2 補助率	3 基準額
(ア) コンサルティング会社等による業務改善支援 厚生労働省が定める生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援も含む）等の支援を受けること。また、支援を受けるための費用を補助対象とする。 なお、メーカーや販売店等による機器の操作説明等は補助対象とはならない。 (イ)「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」による業務改善支援 県が設置する「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」主催の研修を受講すること。 <くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンターのホームページ> (掲載先：https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/kumamoto/contents/5.html)	5分の4	・ (ア) で示す費用 48万円

【留意事項】

- 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等を補助対象とする。開発に要する経費は補助対象とはならない。
- 別表1（ア）のテクノロジー及び（ウ）①の機器等（介護ソフトを除く）の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とする。なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して別表1に定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額とする。別表2のパッケージ型導入支援においては基準額の範囲内で付帯費用を対象とする。また、通信費は上記経費には含まないこととする。

＜機器等の導入に付帯して必要となる経費の例＞

- ・介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
 - ・介護テクノロジーの利用にともなって導入するPC、タブレット端末 等
- 介護ソフトについては、下記の要件を満たしたものが補助対象となる。
 - （ア） 介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている（転記等の業務が発生しない）ものであることを要件とする。なお、既に導入している介護ソフト等と組み合わせで一気通貫が実現できる場合も補助対象となる。

また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるよう、介護記録等のデータについて、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。
 - （イ） 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記①を要件とする。また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記②を要件とする。なお、施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスをいう。
- ① 公益社団法人国民健康保険中央会（以下、「中央会」という。）が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること、中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が

整っていることが確認できるものであることを要件とする。

- ② 厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、厚生労働省 HP「科学的介護情報システム (LIFE)」について (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)」に掲載されている「CSV 連携仕様書 (LIFE)」に準じた CSV ファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。

- ・ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト

(掲載先 : <https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>)

- ・厚生労働省 介護ソフトの機能調査

(回答先 : https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou)

(掲載先 : <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>)

- ・厚生労働省 科学的介護情報システム (LIFE) について

(掲載先 : https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)